

別府市宿泊需要喚起湯ごもりエール泊事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の予防対策（以下「感染症対策」という。）を実施する市内で宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で別府市宿泊需要喚起湯ごもりエール泊事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内で宿泊施設を経営する事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの及び市長が特に認めるものとする。

- (1) 宿泊施設について、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業を営む許可を受けている事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業を営む旨の届出を行っている事業者
- (2) 宿泊施設について、感染症対策として大分県宿泊施設感染症対策強化委員会が作成した「おんせん県おおいた宿泊施設感染症対策チェックリスト」に規定する内容を実施する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 別府市旅館ホテル組合連合会が市から受託して行う湯ごもりエール泊別府鬼割プランの対象となる事業者
- (2) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が市内で経営する宿泊施設において、第5条の参加施設の登録を受けた日から令和3年3月31日までの間に、宿泊需要喚起を目的として実施した次に掲げる事業とする。

(1) 「湯ごもりエール泊」と表記された宿泊プランの販売事業

(2) その他市長が宿泊需要喚起に必要と認める事業

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次条の参加施設の登録を受けた宿泊施設における前条に規定する期間内の宿泊者1人1泊当たり2千円とする。ただし、1宿泊施設につき5万円を上限とする。

（参加施設の登録申込み）

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、令和2年6月15日から同年8月31日までに参加施設登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、参加施設の登録を受けなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 大分県から交付された旅館業営業許可書の写し又は住宅宿泊事業法第3条に基づく届出の受理についての通知書の写し

(3) 助成金の振込先口座が確認できる書面

（参加施設の登録決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合で、参加施設として登録することを決定したときは参加施設登録決定通知書（様式第3号）により、参加施設として登録しないことを決定したときは参加施設登録却下通知書（様式第4号）により、当該申込みをした事業者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第7条 前条の規定により参加施設登録決定の通知を受けた事業者は、別府市宿泊需要喚起湯ごもりエール泊事業助成金実績報告書兼請求書（様式第5号）に宿泊者名簿（様式第6号）を添えて、市長に実績報告及び助成金の交付請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による実績報告及び助成金の交付請求があった場

合は、その内容を審査し、適当を認めるときは、助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。